○総務省告示第八十四号

平成二十二年総務省告示第二百六十二号の一部について次のとおり変更があったので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月二十五日　総務大臣　山本　早苗

変更事項	旧	新
名称	ＪＸ日鉱日石エネル ギー株式会社	ＪＸエネルギー株式会社
主たる事務所又は事業所の所在地	東京都千代田区大手町 二丁目一番二号	東京都千代田区大手町 二丁目六番三号

変更年月日　平成二十八年一月一日

○総務省文部科学省告示第一号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行に伴い、昭和三十七年郵政省告示第一号（標準電波の周波数に関する件）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十五日　総務大臣　山本　早苗
文部科学大臣　馳　浩

「第四条第七十三号」を「第四条第一項第六十七号」に改める。

○政治資金適正化委員会告示第十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年三月二十五日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五〇一九	二八、三、四	酒井　修
五〇二〇	二八、三、四	伊藤　修平
五〇二一	二八、三、四	奥西　将平
五〇二二	二八、三、四	渡辺　洋司

○法務省告示第百六十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十六号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社サードプラン	愛知県安城市橋目町新居林一番地二十四	工業包装

○法務省告示第百六十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年八月十三日法務省告示第三百五十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日　法務大臣　岩城　光英

第二号イの表に次のように加える。

株式会社玉子屋	東京都大田区中央八丁目四十四番七号	惣菜製造業

○法務省告示第百六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

有限会社川建工務店	埼玉県川口市戸塚四丁目八番七号	型枠施工

○法務省告示第百六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日　法務大臣　岩城　光英

第二号イの表株式会社サンデリカの項中「食品加工」の下に「、惣菜製造業」を加える。

○法務省告示第百六十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十五年七月四日法務省告示第二百四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表星光工業株式会社の項中「東京都港区南青山二丁目二番十五号」を「茨城県取手市下高井千二百五十七番地二」に改める。

第三号中「平成二十五年七月四日」を「平成二十八年七月四日」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三号の改正規定は、平成二十八年七月四日から施行する。

○法務省告示第百六十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日　法務大臣　岩城　光英

第二号イの表に次のように加える。

長岡金属工業株式会社	大阪府豊中市名神口一丁目一番八号	金属プレス加工
株式会社キョウリツ	沖縄県うるま市石川東恩納千四百六番地の九十九	溶接

第二号ハの表有限会社恵美工業の項中「佐賀県武雄市北方町大字大崎四千九百二十六番地二」を「佐賀県佐賀市兵庫北二丁目十五番二十六号」に改め、同表に次のように加える。

日光総業株式会社	栃木県那須烏山市興野三百九十二番地	型枠施工
有限会社山中建設	埼玉県蓮田市大字閏戸二千六百三十六番地	型枠施工
稲垣産業有限会社	東京都中野区上高田一丁目三十四番五号	防水施工
有限会社横山創建	神奈川県小田原市板橋二百七十六番地十三	型枠施工
リブ産業	兵庫県たつの市龍野町島田四百九十二―十五	建築大工
株式会社柊総業	長崎県長崎市小江原五丁目二十六番十五号	とび
有限会社實工務店	宮崎県宮崎市大字熊野九千七百七十番地二	型枠施工
株式会社宮地建設工業	宮崎県宮崎市清武町今泉甲四千五十五番地七十九	左官
アスク沖縄株式会社	沖縄県那覇市字栄原五丁目一番一号	熱絶縁施工
有限会社マル井建設	沖縄県名護市字屋部七百一番地の一	鉄筋施工